

外為法の安全保障貿易管理 に係る改正（令和5年）

令和5年12月

経済産業省 貿易管理部

安全保障貿易管理課

1 改正概要

- 大量破壊兵器の拡散防止及び通常兵器の過剰な蓄積の防止等の観点から、安全保障に係る輸出管理については、我が国を含めた主要国が参加する国際輸出管理レジーム会合において輸出規制等をすべき対象が合意されている。
- 我が国においては、合意内容を担保するため、技術については、外国為替及び外国貿易法（外為法）第25条の下に定められる政令（外国為替令）に、貨物については、外為法第48条の下に定められる政令（輸出貿易管理令）に規定することで、輸出規制等の対象としている。
- 国際輸出管理レジームにおける昨年の合意等を受けて、外為法に係る省令、告示及び関連通達を改正し、規制の対象となる技術及び貨物の追加・削除等を行う。
- その他、安全保障貿易管理に係る規制の合理化・適正化に関する改正を行う。

※令和5年12月1日（金）公布、令和6年2月1日（木）施行

- 省令：輸出貿易管理令別表第一及び外国為替令別表の規定に基づき貨物又は技術を定める省令の一部を改正する省令（令和5年経済産業省第53号）
- 告示：貿易関係貿易外取引等に関する省令第9条第2項第十二号、第十三号及び第十四号の規定に基づく経済産業大臣が告示で定める使用に係る技術、プログラム及び貨物の一部を改正する件（令和5年経済産業省告示第145号）
- 通達：輸出貿易管理令の運用について等の一部を改正する通達（令和5年12月1日付け輸出注意事項2023第21号）

2-1 輸出令(別表第1) 1の項(2)、(9) : 武器

■ 解釈の追加【規制の明確化】(WA)

爆発物につき「爆発物の子弾」を含むこと、軍用航空機の附属品につき「牽引棒」等を除くことを明確化する。

- **運用通達** 1-1 (7) (イ) (解釈の表) 1の項

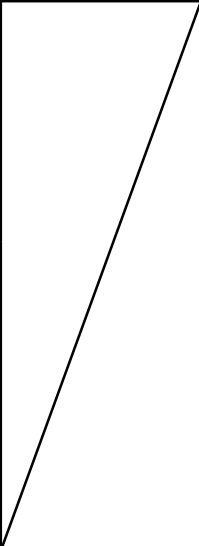
輸出令	貨物等省令	運用通達
<p>【1の項】 (2) 爆発物（銃砲弾を除く。）若しくはこれを投下し、若しくは発射する装置若しくはこれらの附属品又はこれらの部分品</p>	/	<p>「爆発物」 次のいずれかに該当するものを含む。 イ～リ（略） ヌ イからリまでに該当する爆発物の子弾 ル ネ（略）</p>
<p>(9) 軍用航空機若しくはその附属品又はこれらの部分品</p>	/	<p>「輸出令別表第1の1の項(9)の附属品」 次のいずれかに該当するものを除く。 イ 牽引棒 ロ 保護用のマット及びカバー ハ はしご、階段及び足場 ニ 車輪止め、固縛装置及び固定装置</p>

2-2 輸出令(別表第1) 2の項(11)、(28) :原子力

■ 「しごきスピニング加工機のマンドレル」等に係る仕様の改正【規制強化】(NSG)

「しごきスピニング加工機」又は「ガス遠心分離機のロータ製造用装置」の部分品(マンドレル・型)の仕様を拡大(内径 400→650mm未満)する。

●貨物等省令 第1条 第11号ロ、第33号

輸出令	貨物等省令	運用通達
<p>【2の項】</p> <p>(11) ガス遠心分離機の製造に用いられるしごきスピニング加工機又はその部分品(4の項の中欄に掲げるものを除く。)</p> <p>(28) ガス遠心分離機のロータの製造用若しくは組立用の装置又はその部分品</p>	<p>第一条 (略)</p> <p>十一 しごきスピニング加工機又はその部分品であって、次のいずれかに該当するもの</p> <p>ロ 内径が七五ミリメートル超六五〇四〇〇ミリメートル未満の円筒形のロータを成形することができるように設計したマンドレル</p> <p>三十三 ガス遠心分離機のロータの製造用若しくは組立用の装置又はその部分品であって、次のいずれかに該当するもの</p> <p>ハ 次の(一)から(三)までのすべてに該当するベローズ(アルミニウム合金、マルエージング鋼又は繊維で強化した複合材料からなるものに限る。)の製造用のマンドレル又は型</p> <p>(一) 内径が七五ミリメートル超六五〇四〇〇ミリメートル未満のもの</p>	

2-3 輸出令(別表第1) 3の2の項(1):生物兵器

■ 毒素の追加・削除、細菌類の名称変更等【規制緩和・強化・明確化】(AG)

「コレラ毒素」を削除し、4種の毒素(「ゴニオトキシン」等)を追加する。

また、細菌類の名称を改める。

- 貨物等省令 第2条の2 第3号、第5号
- 運用通達 1-1(7)(イ)(解釈の表)3の2の項

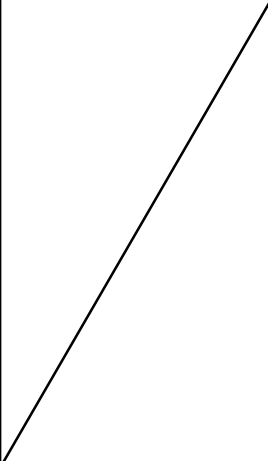
輸出令	貨物等省令	運用通達
<p>【3の2項】 (1) 軍用の化学製剤の原料となる物質又は軍用の化学製剤と同等の毒性を有する物質若しくはその原料となる物質として経済産業省令で定めるもの</p>	<p>第二条の二 (略)</p> <p>三 毒素(免疫毒素を除く。)であって、アフラトキシン、アブリン、ウェルシュ菌毒素(アルファ、ベータ1、ベータ2、イプシロン又はイオタの毒素に限る。)、HT-2トキシン、黄色ブドウ球菌毒素(腸管毒素、アルファ毒素及び毒素性ショック症候群毒素)、ゴニオトキシン、コノトキシン、コレラ毒素、志賀毒素、ジアセトキシスシルペノール、志賀毒素、T-2トキシン、テトロドトキシン、ノジュラリン、パリトキシン、ビスカミン、プレベトキシン、ポツリヌス毒素、ボルケンシン、マイクロシスチン又はモデシン</p> <p>五 細菌又は菌類であって、クラビバクター・ミンガネンシス亜種セペドニカス、コクシジオイデス・イミチス、コクシジオイデス・ポサダシ、コタリオボールス・ミヤペアヌス、コレトリウム・カーハワイ、ザントモナス・アタソノポディス・パソパー→シトリ、ザントモナス・アルビリネアンス、ザントモナス・オリゼ・パソパー・オリゼ、ザントモナス・シトリ・パソパー・シトリ、シンキトリウム・エンドピオチウム、スクレロフトラ・ライシアエ・バラエティー・ゼアエ、セカフォラ・ソラニ、チレチア・インディカ、バイポラリス・オリゼ、プクシニア・グラミニス→亜種グラミニス・バラエティー・グラミニス、プクシニア・ストリイフォルミス、プセウドセルコスポラ・ウレイ、ペロノスクレロスポラ・フィリピネンシス、マグナポルテ・オリゼ→ミタロントルス→ウレイ又はラルストニア・ソラナセアルム・レース三及び次亜種二</p>	<p>(略:新旧表参照) ※第5号に該当する細菌類の別称を追加。</p>

2-4 輸出令(別表第1) 3の2の項(1):生物兵器

■ 「遺伝子を改変した生産物」等の仕様の改正【規制強化】(AG)

第2条の2第1号に規定する「ウイルスの遺伝子を翻訳した生産物」を有する「遺伝子を改変した生物」、及び同号に規定する「ウイルスの遺伝子を翻訳した生産物」の塩基配列を有する「遺伝要素」を追加する。

- 貨物等省令 第2条の2 第6号

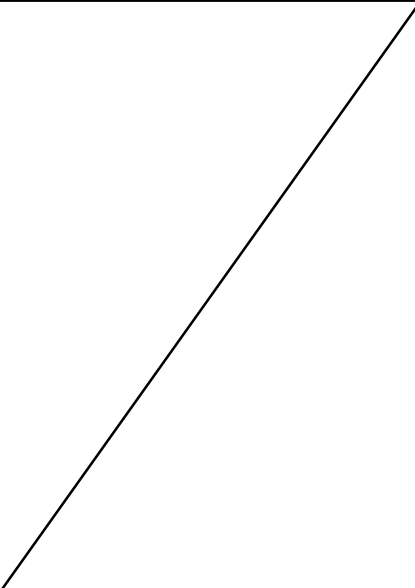
輸出令	貨物等省令	運用通達
<p>【3の2項】 (1) 軍用の化学製剤の原料となる物質又は軍用の化学製剤と同等の毒性を有する物質若しくはその原料となる物質として経済産業省令で定めるもの</p>	<p>第二条の二 (略)</p> <p>六 遺伝子を改変した生物(意図的な分子操作によって核酸の塩基配列を生成し、又は改変されたものを含む。)であって次のいずれかを有するもの又は遺伝要素(染色体、ゲノム、プラスミド、トランスポゾン、ベクター及び復元可能な核酸断片を含む不活性化された組織体を含む。)であって次のいずれかの塩基配列を有するもの</p> <p>イ 第一号に該当する<u>ものの遺伝子又はこれを翻訳した生産物</u></p> <p>ロ 第二号又は前号に該当する<u>ものの</u>遺伝子のうち、人、動物若しくは植物の健康に重大な危害を与えるもの(これを転写し又は翻訳した生産物を通じて危害を与えるものを含む。)又は病原性を付与し若しくは増強することができるもの(血清型O二六、O四五、O一〇三、O一〇四、O一一一、O一二一、O一四五、O一五七その他の志賀毒素を産生する血清型をもつ大腸菌の核酸の塩基配列(志賀毒素又はそのサブユニットの遺伝要素を持つものに限る。)を有するもの以外のものを除く。)</p>	

2-5 輸出令(別表第1) 5の項(11) :先端材料

■ 「振動防止用液体」に係る仕様の改正【規制緩和】(WA)

「振動防止用の液体」の仕様として規定する「ポリクロロトリフルオロエチレン」について、「油状又はワックス状のものであって、改質されたもの」に限定する。

- 貨物等省令 第4条 第11号

輸出令	貨物等省令	運用通達
<p>【5の項】 (11) 振動防止用に使用することができる液体であつて、ジブromotetraフルオロエタン、ポリクロロトリフルオロエチレン又はポリブromotriフルオロエチレンを主成分とするもの</p>	<p>第四条 (略)</p> <p>十一 潤滑剤として使用することができる材料、振動防止用に使用することができる液体又は冷媒用の液体であつて、次のいずれかに該当するもの</p> <p>ハ 振動防止用に使用することができる液体であつて、純度が九九・八パーセントを超え、かつ、径が二〇〇マイクロメートル以上の粒状の不純物の数が一〇〇ミリリットル当たり二五個未満のものうち、次のいずれかに該当する物質の重量が全重量の八五パーセント以上のもの</p> <p>(二) ポリクロロトリフルオロエチレン (油状又はワックス状のものであって、改質されたものに限る。)</p>	

2-6 輸出令(別表第1) 10の項(8) : センサー等

■ 「レーザー発振器」に係る仕様の改正【規制緩和】(WA)

「パルスレーザー発振器」の仕様改正(平均出力50→80ワット超)及び

「半導体レーザー発振器」の仕様改正(定格出力1.5→2.0ワット超、波長範囲1510→1570nm)を行う

貨物等省令 第9条 第10号ロ、ニ¥¥

輸出令	貨物等省令	運用通達
<p>【10の項】</p> <p>(8) レーザー発振器又はその部分品、附属品若しくは試験装置(2の項の中欄に掲げるものを除く。)</p>	<p>第九条 (略)</p> <p>十 レーザー発振器又はその部分品、附属品若しくは試験装置であって、次のいずれかに該当するもの</p> <p>ロ 波長可変レーザー発振器以外のパルスレーザー発振器であって、次のいずれかに該当するもの(ニに該当するものを除く。)</p> <p>(三) 五〇ナノメートル超五四〇ナノメートル以下の波長範囲で使用するよう設計したものであって、次のいずれかに該当するもの</p> <p>Ⅰ 単一横モードで発振するものであって、次のいずれかに該当するもの</p> <p>ニ 平均出力が八〇五〇ワットを超えるもの</p> <p>ニ レーザー発振器であって、次のいずれかに該当するもの</p> <p>(一) 半導体レーザー発振器であって、次のいずれかに該当するもの</p> <p>Ⅰ 単一横モードで発振する単一の半導体レーザーダイオードであって、次のいずれかに該当するもの</p> <p>一 一、五七〇、五〇ナノメートル以下の波長範囲で使用するよう設計したものであって、平均出力又は持続波の定格出力が三・〇→五ワットを超えるもの</p> <p>ニ 一、五七〇、五〇ナノメートルを超える波長範囲で使用するよう設計したものであって、平均出力又は持続波の定格出力が五〇〇ミリワットを超えるもの</p>	<p>運用通達</p>

2-7 輸出令(別表第1) 12の項(2) : 海洋関連

■ 「電気推進機関」に係る仕様の改正【規制緩和】(WA)

「永久磁石を用いた電気推進機関」について、「潜水艇用に設計した一定出力以上のもの」に限定する。

- 貨物等省令 第11条 第10号ハ、チ
- 運用通達 1-1(7)(イ)(解釈の表) 12の項

輸出令	貨物等省令	運用通達
<p>【12の項】</p> <p>(2) 船舶の部分品又は附属装置(1及び15の項の中欄に掲げるものを除く。)</p>	<p>第十一条 (略)</p> <p>十 船舶の部分品であって、次のいずれかに該当するもの</p> <p>ハ 超電導式推進機関又は永久磁石を用いた電気推進機関であって、出力が〇・一メガワットを超えるもの</p> <p>チ 潜水艇用に特に設計した永久磁石を用いた電気推進機関であって、出力が〇・一メガワットを超えるもの</p>	<p>「永久磁石を用いた電気推進機関」</p> <p>リムドライブ推進装置を含む。</p>

2-8 輸出令(別表第1) 13の項(1) : 推進装置

■ 「ガスタービンエンジン」の削除等【規制緩和・強化】 (WA)

超音速航空機用のガスタービンエンジン(第12条第1号ロ)を削除する。また、第25条第3項第5号に該当する技術(ガスタービンエンジンの特定の部分品に係る技術)を用いたガスタービンエンジンの組立品・部分品を追加する。

●貨物等省令 第12条 第1号

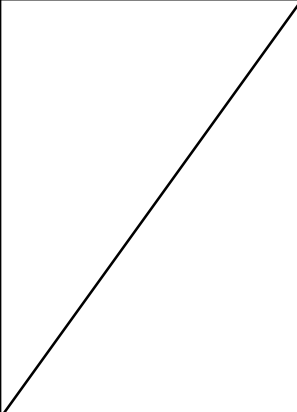
輸出令	貨物等省令	運用通達
<p>【13の項】 (1) ガスタービンエンジン又はその部分品</p>	<p>第十二条 (略)</p> <p>一 航空機用のガスタービンエンジンであって、第二十五条第三項第二号イからホまで、ト若しくは又、同項第三号若しくは第四号のいずれかに該当する技術(プログラムを除く。)又は第二十七条第六項第一号に該当する技術を用いたもの。ただし、次のいずれかに該当するものを除く。次のいずれかに該当するもの</p> <p>イ 第二十五条第三項第二号イからトまで及びヌのいずれか、同項第三号若しくは同項第四号に該当するものの設計若しくは製造に必要な技術(プログラムを除く。)又は第二十七条第六項各号に該当するものの設計若しくは製造に必要な技術を用いたもの。ただし、次の(一)又は(二)のいずれかに該当するものを除く。</p> <p>イ(一) 次の全てに該当するもの</p> <p>(一) + 本邦又は別表第二に掲げる地域の政府機関が証明したもの</p> <p>(二) 2 民生用有人航空機の動力供給用ガスタービンエンジンであって、当該エンジンを搭載する航空機に対して、本邦又は別表第二に掲げる地域の政府機関から次のいずれかの文書を発行されたもの</p> <p>1 型式証明</p> <p>2 型式証明と同等の文書であって、国際民間航空機関の承認を受けたもの</p> <p>ロ(三) 補助動力装置のために設計された航空機用ガスタービンエンジンであって、本邦又は別表第二に掲げる地域の政府機関が証明したもの</p> <p>ロ マッハ数がを超える速度における巡航時間が三〇分を超えるように設計した航空機に使用するように設計したもの</p> <p>三 ガスタービンエンジンの組立品又はその部分品であって二十五条第三項第二号イからホまで、ト若しくはホまで及びヌ若しくはのいずれか、同項第三号から第五号までのいずれか若しくは同項第四号に該当するものの設計若しくは製造に必要な技術(プログラムを除く。)又は第二十七条第六項各号第一号に該当するものの設計若しくは製造に必要な技術を用いたもののうち、次のいずれかに該当する航空機用のガスタービンエンジンに使用するように設計したもの</p> <p>イ 第一号に該当するもの</p> <p>ロ 設計した又は製造する地域が本邦若しくは別表第二に掲げる地域以外の地域であるもの又は特定できないもの</p>	

2-9 輸出令(別表第1) 15の項(8) :機微品目

■ 「無人式潜水艇」に係る仕様の改正【規制の明確化】 (WA)

「繫索式でない無人式の潜水艇」の仕様について、光伝送の方式について、「光ファイバーを用いていないもの」に限る。

●貨物等省令 第14条 第9号ロ

輸出令	貨物等省令	運用通達
<p>【15の項】 (8) 潜水艇であつて、 単独で航行できるもの (1の項の中欄に掲げ るものを除く。)</p>	<p>第十四条 (略)</p> <p>九 繫索式でない潜水艇であつて、次のいずれかに該当するもの ロ 無人式の潜水艇であつて、次のいずれかに該当するもの (三) <u>光ファイバーを用いていない</u>光伝送の方式によって一、〇〇〇メートルを<u>超える</u> 以上の距離でデータ又は指令を送受することができるもの</p>	

3-1 外為令（別表） 8の項(1)(2) :コンピュータ

■ 「デジタル電子計算機」に係る技術の仕様の改正等【規制緩和】（WA）

WA の Sensitive List (SL/機微品目) から削除された技術を削除する。

また、「デジタル電子計算機」に係る技術の仕様を改正（15→24実効テラ演算）する。

- **貨物等省令** 第20条 第1項各号、第2項第1号、第2号、第3号、第5号

外為令	貨物等省令	役務通達
<p>【8の項】 (1) 輸出貿易管理令別表第1の8の項の中欄に掲げる貨物の設計、製造又は使用に係る技術であつて、経済産業省令で定めるもの（4の項の中欄に掲げるものを除く。）</p>	<p>第二十条 外為令別表の八の項（一）の経済産業省令で定める技術は、次のいずれかに該当するもの（第一号から第六号までに該当する技術（プログラムを除く。）であつて、セキュリティの脆弱性の開示又はサイバー攻撃の対応に係るもの技術（プログラムを除く。）を除く。）とする。</p> <p>一 第七条第一号ロ又は同条第三号ロ各号に該当するものの設計、又は製造又は使用に必要な技術（プログラムを除く。） ※旧SL技術</p> <p>二 前号に掲げるもののほか、第七条各号に該当する貨物の設計又は製造に必要な技術（プログラムを除く。）</p> <p>三 第七条第一号ロ若しくは同条第三号ロに該当するものを設計し、若しくは製造するために設計したプログラム又はそのプログラムの設計若しくは製造に必要な技術（プログラムを除く。） ※旧SL技術</p> <p>四 前号のプログラムの使用に必要な技術（プログラムを除く。）</p> <p>五 二 第三号に掲げるもののほか、第七条各号に該当する貨物ものを設計し、若しくは製造するために設計したプログラム又はそのプログラムの設計、製造若しくは使用に必要な技術（プログラムを除く。）</p> <p>六 第七条に該当するものの使用に必要な技術（プログラムを除く。）</p>	

（次頁に続く）

3-2 外為令（別表）8の項(1)(2) :コンピュータ

(前ページからの続き)

外為令	貨物等省令	役務通達
<p>【8の項】 (2) 電子計算機若しくはその附属装置又はこれらの部分品の設計、製造又は使用に係る技術であつて、経済産業省令で定めるもの(1)及び4の項の中欄に掲げるものを除く。)</p>	<p>第20条 (略)</p> <p>2 外為令別表の八の項(二)の経済産業省令で定める技術は、次のいずれかに該当するもの(第三号から第七号までに該当する技術(プログラムを除く。)であつて、セキュリティの脆弱性の開示又はサイバー攻撃の対応に係るものを除く。)とする。</p> <p>一 加重最高性能が二四実効テラ演算超七〇実効テラ演算以下の次のいずれかに該当するデジタル電子計算機の設計又は製造に必要な技術(プログラムを除く。)</p> <p>イ 加重最高性能が一五実効テラ演算超一六実効テラ演算以下のもの</p> <p>ロ 加重最高性能が一六実効テラ演算超七〇実効テラ演算以下のもの※旧SL技術</p> <p>二 デジタル電子計算機の機能を向上するように設計した部分品であつて、計算要素を集合させることにより、加重最高性能が二四一五実効テラ演算超七〇実効テラ演算以下になるものに該当するものの設計又は製造に必要な技術(プログラムを除く。)</p> <p>三 加重最高性能が二四実効テラ演算超七〇実効テラ演算以下の次のいずれかに該当するデジタル電子計算機を設計し、若しくは製造するために設計したプログラム又はそのプログラムの設計若しくは製造に必要な技術(プログラムを除く。)</p> <p>イ 加重最高性能が一五実効テラ演算超一六実効テラ演算以下のもの</p> <p>ロ 加重最高性能が一六実効テラ演算超七〇実効テラ演算以下のもの※旧SL技術</p> <p>五 デジタル電子計算機の機能を向上するように設計した部分品であつて、計算要素を集合させることにより、加重最高性能が二四一五実効テラ演算超七〇実効テラ演算以下になるものを設計し、若しくは製造するために設計したプログラム又はそのプログラムの設計、製造若しくは使用に必要な技術(プログラムを除く。)</p>	

3-3 外為令(別表) 13の項(1) : 推進装置

■ 「ガスタービンエンジン」に係る技術の削除等【規制緩和】(WA)

超音速航空機用のガスタービンエンジン(第12条第1号ロ:貨物)が削除されたことに伴い、当該貨物の「設計・製造」に必要な技術を削除する。

●貨物等省令 第25条第1項第1号、第1号の2

外為令	貨物等省令	役務通達
<p>【13の項】 (1) 輸出貿易管理令別表第1の13の項の中欄に掲げる貨物の設計又は製造に係る技術であつて、経済産業省令で定めるもの(15の項の中欄に掲げるものを除く。)</p>	<p>第二十五条 外為令別表の一三の項(一)の経済産業省令で定める技術は、次のいずれかに該当するものとする。</p> <ul style="list-style-type: none">一 第十二条第一号ロ、第四号から第二十号までのいずれかに該当するものの設計に必要な技術(プログラムを除く。)一の二 第十二条第一号ロ、第四号から第十号まで又は第十一号から第二十号までのいずれかに該当するものの製造に必要な技術(プログラムを除く。)	/

3-4 外為令(別表) 13の項(3) : 推進装置

■ 「ガスタービンエンジンの部分品等」に係る技術の削除等【規制緩和、強化】(WA)

超音速航空機用のガスタービンエンジン(第12条第1号ロ:貨物)が削除されたことに伴い、当該貨物の「使用」に係る技術を削除する。

また、第12条第4号から第20号までに該当するガスタービンエンジン・その部分品の「使用」に係る技術を規制対象とする。

●貨物等省令 第25条第3項第1号、第3号

外為令	貨物等省令	役務通達
<p>【13の項】 (3) ガスタービンエンジン又はその部分品の設計、製造又は使用に係る技術であつて、経済産業省令で定めるもの(1)及び(2)並びに15の項の中欄に掲げるものを除く。)</p>	<p>第二十五条 (略)</p> <p>3 外為令別表の一三の項(三)の経済産業省令で定める技術は、次のいずれかに該当するものとする。</p> <p>一 第十二条第一号ロ、第四号から第十号まで又は第十一号から第二十九号までのいずれか又は第十四条第十一号に該当するガスタービンエンジン又はその部分品の使用(修理又はオーバーホールに係るものに限る。)に係る技術(プログラムを除く。)</p> <p>三 ガスタービンエンジンの部分品であつて、ガスタービンエンジンをフルオーソリティーデジタルエンジン制御システムの設計若しくは製造に係る技術(プログラムを除く。)であつて、次のいずれかに該当するもの又はその設計のためのプログラム</p> <p>イ ガスタービンエンジンの部分品の設計に係る技術であつて、エンジンの推力又は若しくは軸出力を制御する機能をガスタービンエンジンの部分品に付与するためのもの</p> <p>ロ エンジンの推力や軸出力を調整するために用いられるエンジンの制御及び診断を行う部分品の設計又は若しくは製造に係る技術</p>	

3-5 外為令(別表) 13の項(3) : 推進装置

■ 「ガスタービンエンジン部品」に係る技術の追加【規制強化】(WA)

「超音速航空機用のガスタービンエンジン用に設計した部分品」の「設計」に必要な技術を追加する。

- **貨物等省令** 第25条第3項第5号
- **役務通達** 別表(解釈の表) 13の項

外為令	貨物等省令	役務通達
<p>【13の項】</p> <p>(3) ガスタービンエンジン又はその部分品の設計、製造又は使用に係る技術であつて、経済産業省令で定めるもの(1)及び(2)並びに15の項の中欄に掲げるものを除く。)</p>	<p>第二十五条</p> <p>3 外為令別表の一三の項(三)の経済産業省令で定める技術は、次のいずれかに該当するものとする。</p> <p>五 マッハ数が一以上の速度における巡航時間が三分を超えることを可能とする航空機用ガスタービンエンジンのために特に設計した部分品であつて、次のいずれかに該当するものの設計に必要な技術</p> <p>イ 推進力を得るための吸気系統に係る装置</p> <p>ロ 推進力を得るための排気系統に係る装置</p> <p>ハ 再熱燃焼器</p> <p>ニ エンジンのロータ支持部の潤滑又は冷却に使用する液体を調整するための能動的な熱管理装置</p> <p>ホ 潤滑油を用いないエンジンのロータ支持部</p> <p>ヘ 圧縮系統のコアガス流路の熱を除去する装置</p>	<p>「推進力を得るための吸気系統にかかる装置」 コアガス流路の予冷器を含む。</p> <p>「再熱燃焼器」 ターボ機械の最終段の排気又はバイパス流路の下流で燃料を燃焼させて追加的な推進力を得るものをいう。リヒーター、アフターバーナーともいう。</p> <p>「能動的な熱管理装置」 受動的に空気又は燃料で潤滑油を冷却する方式以外の方法を利用するものであつて蒸気サイクルシステムを含む。</p> <p>「圧縮系統」 機械的作用によりガス流路の圧力を増加させるためのものであつて、エンジンの空気取入口面から燃焼器の間にあるいずれかの段又は段の組合せをいう。</p> <p>「エンジンのロータ支持部」 圧縮系統やタービンローターを駆動する主機軸を支える軸受をいう。</p>